

○ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案 (· · · 第回総会 ; 市)		
種類	<input type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ()		分野 <input type="checkbox"/> 総務文教 <input checked="" type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国 <input type="checkbox"/> 県 <input type="checkbox"/> その他	担当省庁 厚生労働省	
件名	21 介護予防・日常生活支援総合事業に係る補助金交付要件の緩和について		
提案市	長野市		
提案要旨	地域包括ケアシステム構築のため実施する介護予防・日常生活支援総合事業について、国の地域支援事業実施要綱及び介護予防・日常生活支援総合事業ガイドラインに定める、介護予防・生活支援サービス事業の補助対象の要件の緩和を要望する。		
提案理由	住民主体の取組を促進、継続させるため、現在、以下の点が補助対象外であるので要件の緩和を要望する。 ① 住民主体サービス従事者への財政的な支援（人件費） ② サービス提供に携わる講師・指導者への財政的な支援（人件費） ③ 通所型住民主体サービスを利用する要支援者等の人数が半数以下の場合の財政的な支援（人数按分とせず運営費全体を補助対象へ）		
現況及び課題等	説明会等において、「住民主体サービスでボランティア活動を行うためには相応の報酬が必要」、「講師による指導がないと定期的な通いの場として内容が充実しない」、「地域包括支援センター経由だけでは通年で要支援者等を半数以上確保するのは難しい」との意見を受けている。 現在、本市では、通所型では上限額40万円（年）、訪問型では上限額28万円（年）の補助金を設けているが、住民主体サービス提供団体は通所型で1団体といった状況である。		
法令関係	介護保険法、地域支援事業実施要綱		